

漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約

(抄 翻訳)

採択(作成)一九五八年四月二九日(ジュネーヴ)

効力発生一九六六年三月二〇日
日本国 当事国 三九

この条約の締約国は、増加しつつある世界人口の食糧需要に対応する人間の能力を増進させるものであるものの、これらの資源のあるものを乱獲の危険にさらしていることを考慮して、また、公海の生物資源の保存に関する問題は、可能な場合は常に全ての関係国の協調的活動による国際協力に基づいて解決されることを明らかに必要とする性質のものであることを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 漁獲の権利と保存義務 1 全ての国は、自国民が公海において次のものに従事する漁獲を行う権利を有する。

2 この条約に規定する沿岸国の利益及び権利

(c)(b)の規定による以下の諸条の諸規定

2 全ての国は、公海における生物資源の保存のために必要とする措置を自国民に付託する。

2 他の国がこのよう達成することができない場合には、いずれの沿岸国も、第九条に定める手続を開始することができる。とられた措置は、第一〇条の規定に従うことを条件として、特別委員会の決定が行われるまでの間に拘束力を有する。

2 接する公海のいずれかの水域における生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する。

3 自國の国民が沿岸の領海に隣接する公海のいずれかの水域において漁獲を行っている国は、当該沿岸の国を要請があるときは、当該水域における公海生物資源の保存に必要な措置を合意する。

2 他の公海のいずれかの水域における生物資源の最大限の供給を可能にする措置の実体をいう。保存の計画は、人間の消費のための食料の供給を第一に確保する目的で作成される。

3 「漁業の保存義務」においての公海の生物資源の保全は、その他の公海生物資源の保全と受けられる生物資源の保存のために必要なときは、当該水域において国民が漁業を行っている公海のいずれかの水域における公海生物資源の保存に必要な措置を合意する。

3 他の公海のいずれかの水域における生物資源の最大限の供給を可能にする措置の実体をいう。保存の計画は、人間の消費のための食料の供給を第一に確保する目的で作成される。

3 他の公海のいずれかの水域における生物資源の保全は、その他の公海生物資源の保全と受けられる生物資源の保存のために必要なときは、当該水域において国民が漁業を行っている公海のいずれかの水域における公海生物資源の保存に必要な措置を合意する。

3 他の公海のいずれかの水域における生物資源の保全は、その他の公海生物資源の保全と受けられる生物資源の保存のために必要なときは、当該水域において国民が漁業を行っている公海のいずれかの水域における公海生物資源の保存に必要な措置を合意する。

3 他の公海のいずれかの水域における生物資源の保全は、その他の公海生物資源の保全と受けられる生物資源の保存のために必要なときは、当該水域において国民が漁業を行っている公海のいずれかの水域における公海生物資源の保存に必要な措置を合意する。

いて本国の国民に対する措置をとる。

第四条 國際交渉 1 二以上の国が公海の又は二以上の水域において同一の種類の魚類その他の海洋生物資源の漁獲を行っている場合には、これらの国は、そのいすれかの国の要請により、影響を受けた生物資源の保存のため必要な措置をそれらの国民に対して合意によって定めることを目的として交渉を行う。

2 関係国が二箇月以内に合意に達しない場合には、いずれの締約国も第九条に定める手続を開始することができる。

第五条 新参加国の保存義務 1 第三条及び第四条に規定する措置がとられた後に他の国が公海のいずれかの水域において又は二以上の同一の種類の魚類その他の海洋生物資源の漁獲を行う場合には、当該国は、その措置が国際連合食糧農業機関に適用する。その措置は形式上もまたの事実上も、差別的なものであつてはならない。同事務局長は、その措置の通告を要請するいずれの国に対しても、また、いかなる場合にもその措置を最初にどく国が指定するいずれの国に対しても、その措置を通告する。

2 1の他の国がこのよう達成することができない場合には、いずれの沿岸国も、第九条に定める手続を開始することができる。とられた措置は、第一〇条の規定に従うことを条件として、特別委員会の決定が行われるまでの間に拘束力を有する。

第六条 沿岸国との特別利害関係 1 沿岸国は、自國の領海に隣接する公海のいずれかの水域における生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する。

2 沿岸国は、自國の国民が1にいう水域で漁獲を行っていない場合であっても、その水域における公海生物資源の保存を目的によつて定めることを目的として交渉を行う。

3 他の公海のいずれかの水域における生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する。

4 1の措置を他の国が受諾しない場合には、いずれの当事国も、第九条に定める手続を開始することができる。とられた措置は、第一〇条の規定に従うことを条件として、特別委員会の決定が行われるまで引き続き義務的なものとする。

5 他の公海のいずれかの水域における生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する。

6 1の措置は、その他の公海のいずれかの水域における生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する。

7 他の公海のいずれかの水域における生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する。

8 他の公海のいずれかの水域における生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する。

9 他の公海のいずれかの水域における生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する。

10 他の公海のいずれかの水域における生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する。

11 他の公海のいずれかの水域における生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する。

12 他の公海のいずれかの水域における生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する。

において漁獲を行つてゐる国は、当該沿岸国が採用している保存措置と対立する保存措置を当該水域において実施してはならない。もともと、それらの国は、当該水域における公海生物資源の保存に必要な措置を合意によって定めることを目的として、当該沿岸国と交渉を行うことができる。

第七条 沿岸国の一方向的保存措置 1 前条1の規定にからみ、いずれの沿岸国も、他の関係国との間の交渉が六箇月以内に合意に達しないときは、海洋生物資源の生産性の維持を目的とした一方的保存措置をとらねばならない。

2 沿岸国が1の規定に基づいてとられた措置は、次の要件を満たして、自國の領海に隣接する公海のいずれかの水域における他の海洋資源について適当な一方的保存措置をとらねばならない。

3 他の公海のいずれかの水域における公海の漁業に限り、他の国についても効力を有すること。

4 他の公海のいずれかの水域における公海の漁業に限り、他の国についても効力を有すること。

5 他の公海のいずれかの水域における公海の漁業に限り、他の国についても効力を有すること。

6 他の公海のいずれかの水域における公海の漁業に限り、他の国についても効力を有すること。

7 他の公海のいずれかの水域における公海の漁業に限り、他の国についても効力を有すること。

8 他の公海のいずれかの水域における公海の漁業に限り、他の国についても効力を有すること。

9 他の公海のいずれかの水域における公海の漁業に限り、他の国についても効力を有すること。

10 他の公海のいずれかの水域における公海の漁業に限り、他の国についても効力を有すること。

11 他の公海のいずれかの水域における公海の漁業に限り、他の国についても効力を有すること。

12 他の公海のいずれかの水域における公海の漁業に限り、他の国についても効力を有すること。



とるよう要請することができる。当該要請をした国は、同時に、そのような措置を必要とするとの科学的理由を述べ、かつ、自國の特別の利害關係を示すものとする。

第九条 [特別委員会] 1 第四条、第五条、第六条、第七条及び第八条の規定に基づいて国との間に生ずる紛争は、当事国が国際連合憲章第三条に定める他の平和的解決方法による解決を求めることに同意しない限り、いずれかの当事国の要請により、五人の委員から成る特別委員会に解決のため付託される。

1にいう委員は、この条の規定に従つて解決の要請があつた時から三箇月以内に、紛争当事国間の合意によつて指名され、そのうちの一人が委員長に任命される。合意に達しない場合には、委員は、いずれかの締約国の要請に基づき、国際連合事務局長が引き続き二箇月の期間内に、紛争当事国間の上、紛争に對する意見を提出する。

2 特別委員会は、紛争の対象となつていなかった場合、紛争の対象となつていなかった場合、紛争の性質に応じて漁業に関する法的、行政的又は科学的問題を専門とする十分な資格を有する者のうちから指名する。最初の任命の後に生ずる空席は、最初の選任について定める方法と同じ方法で補充される。

3 この条約の規定に基づく手続の当事国は、自國の国民の一人を特別委員会に對して指名する権利を有する。その者は、特別委員会と同等の立場でこの手続に完全に參加する権利を作成するが、投票権を持たず、また、引き続き委員会の決定の作成に參加する権利を有しない。

4 特別委員会は、委員会自身の手続規則を定めて、この手続の各当事国に對して、聽聞を受け、かつ、自國の立場を提示する各当事国を確保する。同委員会は、また、この問題について当事国が合意に達しない場合の紛争当事国間の費用の分担方法を決定する。

5 特別委員会は、その設立の時から五箇月の期間内に決定する。ただし、必要な場合にこの期限を三箇月を超えない期間で延長することを決定するときは、この限りでない。

6 特別委員会は、その決定に際して、この条約の規定及び紛争の解決に関する紛争当事国間の特別の合意に従う。

7 特別委員会の決定は、多數決による。

第一〇条 [特別委員会の適用する基準] 1 特別委員会は、第七条の下で生ずる紛争について、同様の下で生ずる紛争については、同様の下で生ずる紛争については、同様の基準を適用する。第四条、第五条、第六条及び第八条の下で生ずる紛争については、同様の基準を適用する。

第九条に定める手続を開始することができる。

第九条 [特別委員会] 1 第四条、第五条、第六条、第七条及び第八条の規定に基づいて国との間に生ずる紛争は、当事国が国際連合憲章第三条に定める他の平和的解決方法による解決を求めることに同意しない限り、いずれかの当事国の要請により、五人の委員から成る特別委員会に解決のため付託される。

1にいう委員は、この条の規定に従つて解決の要請があつた時から三箇月以内に、紛争当事国間の合意によつて指名され、そのうちの一人が委員長に任命される。合意に達しない場合には、委員は、いずれかの締約国の要請に基づき、国際連合事務局長が引き続き二箇月の期間内に、紛争当事国間の上、紛争に對する意見を提出する。

2 特別委員会は、紛争の対象となつていなかった場合、紛争の対象となつていなかった場合、紛争の性質に応じて漁業に関する法的、行政的又は科学的問題を専門とする十分な資格を有する者のうちから指名する。最初の任命の後に生ずる空席は、最初の選任について定める方法と同じ方法で補充される。

3 この条約の規定に基づく手続の当事国は、自國の国民の一人を特別委員会に對して指名する権利を有する。その者は、特別委員会と同等の立場でこの手続に完全に參加する権利を作成するが、投票権を持たず、また、引き続き委員会の決定の作成に參加する権利を有しない。

4 特別委員会は、委員会自身の手続規則を定めて、この手続の各当事国に對して、聽聞を受け、かつ、自國の立場を提示する各当事国を確保する。同委員会は、また、この問題について当事国が合意に達しない場合の紛争当事国間の費用の分担方法を決定する。

5 特別委員会は、その設立の時から少なくとも年を経過していることを条件として、第九条に定める手續に再び付託することができる。

第六条 [定置漁業] 1 いずれかの國の領海に隣接する公海の水域の海底に固定された設備により行わられる漁業に関する規制は、自國が長期にわたつてそのような漁業を維持し、かつ、行つてゐる国が実施することができる。ただし、そのような漁

業を當該國民が長期間の慣習によつて排他的に行つてきた水域以外の活動にて参加することを認められる。前項の規制は、当事での活動にて参加することを認められない。

第一一条 [国民の定義] 1 第一条、第三条、第四条、第五条、第六条及び第八条において「国民」とは、大きさのいかんを問はず当該國の法令に従つて同國の国籍を有する漁業用の船舶又は舟艇とは、支えとなる部分が海底に固定され、一箇所に構築され、かつ、永続的に運用されるようにそこに残置されており、又は除去される場合も毎漁期に同じ場所に再び設置される漁具を使用する漁業をいう。

第二条 [領海及び接続水域] 1 本条において「海底に固定された設備により行なわれる漁業」とは、支えとなる部分が海底に固定され、一箇所に構築され、かつ、永続的に運用されるようにそこに残置されており、又は除去される場合も毎漁期に同じ場所に再び設置される漁具を使用する漁業をいう。

第三条 [加入] 1 この条約は、第一五条及び第六条の下で生ずる紛争の場合は、その措置は、それを緊急に適用する必要性がないことが特別委員会に對して一応の証拠にに基づいて明白であるときにのみ、停止される。

第二条 [特別委員会の決定、勧告] 特別委員会の決定は、関係國を拘束し、その裁定には、付託された國に對しては、その勧告が付される。場合には、その勧告が付されることは、可能な最大限の効果が發揮される。

第三条 [裁定の事実の基礎の変化] 1 特別委員会の裁定の事実の基礎が、若しくは以上の種類の魚類その他の海洋生物資源の状態又は漁獲方法の実質的な変化によつて変更する場合には、いすれの関係國も、他の國に對して、保存措置の必要な修正を合意によつて行う目的で交渉を行うよう要請することができる。

第四条 [改正] 1 第二六条、第七条、第九条、第一〇条、第一二条及び第一九条〔留保〕 1 いずれの國も、署名、批准又は加入の時に、いすれの國も、署名、批准又は加入のため、開放しておく。加入書は、國際連合事務総長に寄託する。

第五条 [正文] 1 第二二条〔通報〕 1 本条の規定に基づいて留保を行つてゐる國も、国際連合事務総長宛てた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第六条 [改正] 1 第二二条〔略〕 1 本条の規定に基づいて留保を行つてゐる國も、国際連合事務総長宛てた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第七条 [同じ] 1 第二二条〔略〕 1 本条の規定に基づいて留保を行つてゐる國も、国際連合事務総長宛てた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第八条 [正文] 1 第二二条〔略〕 1 本条の規定に基づいて留保を行つてゐる國も、国際連合事務総長宛てた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第九条 [正文] 1 第二二条〔略〕 1 本条の規定に基づいて留保を行つてゐる國も、国際連合事務総長宛てた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十条 [改正] 1 第二二条〔略〕 1 本条の規定に基づいて留保を行つてゐる國も、国際連合事務総長宛てた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十一條 [正文] 1 第二二条〔略〕 1 本条の規定に基づいて留保を行つてゐる國も、国際連合事務総長宛てた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十二條 [正文] 1 第二二条〔略〕 1 本条の規定に基づいて留保を行つてゐる國も、国際連合事務総長宛てた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十三條 [定置漁業] 1 いずれかの國の領海に隣接する公海の水域の海底に固定された設備により行なわれる漁業に関する規制は、自國が長期にわたつてそのような漁業を維持し、かつ、行つてゐる国が実施することができる。ただし、そのような漁

